# 省　令

**○農林水産省令第八号**

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月七日

農林水産大臣　林　芳正

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の一の項植物の欄中「及び第五十四」を「、第五十四及び第五十九」に改め、同表の三の項植物の欄中「ぶどう」の下に「（付表第五十九に掲げるものを除く。）」を加え、同表の付表第三十九中「バレンシア種のスウィートオレンジ及びレモン」を「スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコット」に改め、同表の付表第四十五中「タロッコ種」の下に「、サンギネロ種及びモロ種」を加え、同表の付表第五十六中「グレープフルーツ」の下に「及びレモン」を加え、同表の付表に次のように加える。

五十九　オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。